

東日本電信電話(株)及び西日本電信電話(株)の指定電気通信設備に関する  
接続約款の変更案に対する意見及びその考え方

意見	考え方
<p>意見1 同一敷地内で局舎ビルを跨る場合の接続料も局舎内の接続料と同一と見なすべき。</p> <p>1 接続約款の変更案では、局舎内の光ファイバの<u>利用形態</u>を &lt;同一ビルの場合&gt;と &lt;同一敷地内でビルを跨る場合&gt;の2つに整理し、それぞれに &lt;光ファイバ1芯当たりの接続料&gt;と の同一敷地内でビルを跨る場合の付加額としてビル間距離に応じて適用される&lt;光ファイバ1芯1メートル当たり接続料&gt;が設定されています。</p> <p>さらに局内光ファイバ設備との<u>接続形態</u>として、 中継系光ファイバ～加入者系光ファイバ間あるいは中継系光ファイバ～中継系光ファイバ間、 加入者（又は中継系）光ファイバ～通信事業者のコロケーション装置間、 同一敷地内のビル間接続が想定されており、実際の接続はこれらの組合せで行われることとなります。</p> <p>しかしながら、局舎内の光ファイバの実際の利用を考えたとき、CTF、FTMやコロケーションスペースの割り当ては、東・西NTT殿が通信事業者側に一方的に割り当てていることが実状であり、<u>同一敷地内で局舎ビルを跨るようなコロケーションや接続場所を指定された場合</u>など、接続を希望する通信事業者側がその利用場所を指定できない現状では、本来、不必要な接続料と局舎ビル間接続の付加額の支払いを強いられることとなります。</p> <p>こうした通信事業者側の利用意思ではコントロールできないビル間接続に係る費用については、利用の公平性の観点から、東・西NTT殿において、&lt;同一ビルの場合&gt;と見做した料金に含めるなどの措置が必要と考えます。</p> <p>(テレサ協)</p>	<p>考え方1</p> <p>コロケーションの場所の割り当てについては、接続約款に「接続事業者の負担額が最も低廉となることを基本とすべき」と規定されており、例外的に局舎を跨ぐこととなった場合の費用負担を同一に扱うことは適当ではない。</p> <p>ただし、当然、NTT東日本・西日本においては、接続約款の規定に基づいてコロケーション場所の割り振りを行うことが求められる。</p>
<p>意見2 32芯を超える局内ケーブルの使用を前提に料金を算定すべき。</p> <p>2 今回の申請案においては、2芯から32芯ケーブルの創設費及びその加重平均から1芯あたりのコストを算定しております。32芯を超えるケーブルの使用実績があれば、算定に含めるべきと考えますので、その使用実績の有無を開示願います。</p> <p>(JT)</p> <p>3 接続料算定の創設費は、最大32芯までしか算定されていませんが、当社が利用を考える場合、加入者側光成端架から、局舎内光成端架について、100芯以上の利用が見込まれます。よって、最大芯数をさらに多芯にすれば、接続料が軽減されるはずです。</p> <p>(IPレポリューション)</p> <p>4 本算定は、加入者及び中継光ファイバの接続申込み実績を基に必要ケーブルを新たに敷設する事を前提にしております。フロアを跨ぐ部分(階間ケーブル)につきましては他の接続(他の事業者が使用している場合やNTTのその他のサービスのサービスに利用している場合)とケーブルを共有する事により、効率的な使用が可能であり、実際はこのような利用方法になると考えられます。</p> <p>例えば、32芯ケーブル等の多芯ケーブルを共有して利用し、その使用率が80%となる場合、算定根拠を基に料金を算出しますと、月額220円/芯となります。</p>	<p>考え方2</p> <p>現在NTT東日本・西日本においては32芯を超える局内ケーブルの調達実績がほとんどなく(約0.1%)、今回の算定に含めていない。</p> <p>また、フロアを跨ぐ部分については、ケーブルを共有することも考えられ、実績次第で今後の料金の見直しに反映させるべきである。</p>

<p>また、実際には3 2 芯以上の多芯ケーブルを使うことも可能ですので、更なる低廉化が期待できます。</p> <p>前提条件については検証が必要とは考えますが、より低廉な接続料の設定が可能となるのであれば、こういった方法を取り入れる事を提案します。</p> <p>( K D D I )</p>	
<p>意見3 接続料に占める土地・建物に係る費用が約1 5 %も占めており、高額である。算定根拠を明確にすべき。</p>	<p>考え方3</p>
<p>5 今回の申請案では、土地・建物にかかる費用が総費用の約1 5 %を占めており、局内の光ファイバケーブルにかかる費用としては高額であると考えます。当該費用の算定根拠を明確にさせていただきたいと考えます。</p> <p>( J T )</p>	<p>土地・建物に係る費用の算定根拠は別紙1 のとおりであるが、ケーブルは束ねて配線されることが想定され、ケーブルの幅×ケーブル長をそのまま占有面積として算定していることは疑義がある。</p> <p>よって、NTT東日本・西日本において、ケーブルの配線の実態(床面積占有の実態)を調査し、次回の光信号中継伝送機能の接続料見直しに併せ、土地・建物に係る費用について必要な見直しを行うよう、総務省において措置することを要望する。</p>
<p>意見4 「光信号局内伝送路」の適用区間を、光信号端末回線伝送機能及び光信号中継伝送機能との組み合わせに限定するのではなく、予備芯線やコロケーション装置とNTT設備間においても適用可能とすべき。</p>	<p>考え方4</p>
<p>6 局内光ファイバの場合、場所が特定されており予備芯線がないことから、接続事業者が障害時に予備芯線が利用できるよう強く要望いたします。<b>末端ファイバや中継ファイバで2 芯しか利用しない場合でも局内ファイバで4 芯利用するなど接続事業者が局内光ファイバの利用芯線数を自由に選択可能となるよう要望いたします。</b></p> <p>( イー・アクセス )</p> <p>7 「光信号局内伝送路」の適用区間は、端末回線伝送機能(光信号端末回線)及び光信号中継伝送機能との組み合わせに限定されています。しかしながら、「光信号局内伝送路」は両端にコネクタが取り付けられており、責任・運用上の管理の面からみても、単独利用であっても全く問題ないと考えております。例えば、NTT局内における事業者コロケーション設備～NTT設備(CTF、フレッツ網終端装置等)間への適用については可能とする等、適用可能とする区間の範囲を広げて頂きたいと考えております。</p> <p>( K D D I )</p>	<p>予備芯線については、故障時に迅速に対応するのに有効であり、予備芯線についても提供されることを可能とすべきである。</p> <p>また、「光信号局内伝送路」の適用を光信号中継伝送機能又は光信号端末回線伝送機能との組み合わせに限定するのではなく、単独利用で提供されることを可能とすべきである。</p> <p>総務省においては、上記の点が確保された場合は、認可することが適当と認められる。</p>
<p>意見5 芯線数別の接続料を設定すべき。</p>	<p>考え方5</p>
<p>8 <b>コストを反映して、8 芯ケーブルや1 6 芯ケーブルなどのケーブル規格別(芯線数別)接続料金の設定を強く要望いたします。</b></p> <p>接続料算定根拠ではケーブル規格別の芯線数構成比で加重単価を算出していますが、各事業者ごとに芯線数構成比は異なることから不公平がないようケーブル規格別で接続料金を設定すべきと考えます。接続料金はコストベースで設定されるべきであり、ケーブル規格ごとの単価が算出され</p>	<p>今回の算定においては、2 芯及び4 芯ケーブルの需要が多く見込まれたため、加重平均により1 芯単位の料金としたものである。</p> <p>しかしながら、NTT東日本・西日本において、8 芯ケーブルや1 6</p>

<p>ているのにその単価を使わずに加重平均する意味は全くないと思われます。 (イー・アクセス)</p>	<p>芯ケーブル等の使用実績が多くなっている場合には、次回の接続料見直しの際にケーブル規格別の接続料を設定することを検討するよう、総務省において措置することを要望する。</p>
<p>意見6 ケーブル長が短い架間や同一架に利用される形態については、低廉な料金を設定すべき。</p>	<p>考え方6</p>
<p>9 今回申請された料金は、H12年度のNTT局内ケーブル調達実績により算定されたケーブル長・敷設形態によらない一律料金となっています。調達実績によると、平均ケーブル長は51mとかなり長いケーブル長になっています。</p> <p>しかしながら、今後事業者が「光信号局内伝送路」を利用するパターンとしては、コロケーション設備の設置場所によってはフロア跨り等NTTの利用実績に近いものになるケースもありますが、「光信号中継伝送路」/「光信号端末伝送路」の終端架相互間(同一架折返し)を繋ぐNTTのこれまでの実績にない光アンバンドル提供特有の利用形態もケースとして多々出てくると想定されます。この場合、NTT実績と比較して、長さが大幅に短くなる上、工事も比較的容易と考えられます。</p> <p>このような新規とも言うべき利用形態も想定し、ケーブル長が短い架間や同一架に利用される形態については、より低廉な料金を設定して頂きたいと考えます。 (KDDI)</p>	<p>今回の算定において使用しているNTTの調達実績には、フロアを跨るものだけでなく、同一フロアの場合も含まれており、「光信号中継伝送路」/「光信号端末伝送路」の終端架相互間を繋ぐような利用形態を想定していないとの指摘はあたらない。</p> <p>なお、本件認可後においても、現在と同様、(同一フロアの場合も含め)他事業者が自ら光局内伝送路を設置することは可能である。</p>
<p>意見7 (省令改正により)網改造料に係る自己資本利益率の見直しが行われたときには、本接続料についてもそれが適用されるべき。</p>	<p>考え方7</p>
<p>10 本機能の料金は、網改造料の算定式に準拠して算定されております。今後、投下資本の回収リスクが低い網改造料の算定に、網使用料とは別の自己資本利益率が適用されるようになる場合には、本機能にも同様に適用されるものと考えております。 (KDDI)</p>	<p>接続会計において単独の設備区分として会計実績の把握が困難なため接続料規則第十条の規定に基づき料金を算定しているが、投下資本の回収リスクという観点からみると、通常の網使用料と同じ自己資本利益率を適用することが適当である。</p>
<p>意見8 工事の期間短縮が期待できるため、接続申込に係る標準的期間を2週間以内とすべき。</p>	<p>考え方8</p>
<p>11 従来の自前工事期間の短縮が、期待できるので、「接続申込み」から接続までの期間を明らかにし、あわせて、端末光回線のユーザービルの設備対応も同期間に完了していただくことが、必要です。その期間としては、調査依頼から回答、接続までの期間を、手続きを簡素化するなどして最大2週間以内とすることを明示すべきですし、また、光タイケーブルの局ごとに設置時期も明らかにすべきだと考えます。 (IPレポリューション)</p>	<p>端末系・中継系光ファイバ設備及び光局内伝送路設備については、NTT東日本・西日本の接続約款において、線路設備調査に係る回答の際、提供可能時期を記載することが規定されているだけであり、接続申込の日から接続の開始の日に係る標準的処理期間を実績を踏まえつつ速やかに設定すべきである。</p>
<p>意見9 つなぎ込みの工事費は接続料の中に含まれていることを明記すべき。</p>	<p>考え方9</p>
<p>12 CTF架へのつなぎ込みは、当然、接続料の中に含まれていると考えられますので、その旨、明記すべきと考えます。</p>	<p>光局内伝送路は既にCTFにつなぎ込むためのコネクタが取り付け</p>

<p>( I P レポ ルー ショ ン )</p>	<p>られており、 C T F に つ な ぎ 込 む 工 事 が 現 行 の 工 事 費 に 見 合 う も の で あ る と は 認 め ら れ ず、 ま た、 つ な ぎ 込 み 工 事 費 を 接 続 料 と は 別 に 徴 収 す る こ と は 適 当 で は な い。</p> <p>N T T 東 日 本 ・ 西 日 本 に お い て、 次 回 の 接 続 料 の 見 直 し の 際 に C T F の つ な ぎ 込 み 工 事 費 の 見 直 し を 行 い、 ま た、 こ れ を 接 続 料 に 含 め て 算 定 す る よ う、 総 務 省 に お い て 措 置 す る こ と を 要 望 す る。</p>
<p>意 見 10 局 内 ケー ブ ル の 区 間 試 験 を 実 施 し、 記 録 表 を 他 事 業 者 に 提 示 す べ き。 ま た、 故 障 対 応 に つ い て は 2 4 時 間 3 6 5 日 で 対 応 す べ き。</p>	<p>考 え 方 10</p>
<p>13 事 業 者 側 の 光 コー ド 終 端 ~ タ イ ケー ブ ル ~ C T F 側 光 コー ド 終 端 の 区 間 試 験 を 実 施 し、 記 録 表 を 事 業 者 に 提 示 す る こ と を 義 務 付 け て い た だ き、 タ イ ケー ブ ル の 故 障 時 対 応 の つ い て は、 2 4 時 間 3 6 5 日 で 対 応 し て い た だ く こ と が 必 要 と な り ま す。</p> <p>( I P レポ ルー ショ ン )</p>	<p>N T T 東 日 本 ・ 西 日 本 の 説 明 は 別 紙 2 の と お り で あ り、 開 通 試 験 は 実 施 し て い る が、 試 験 の 記 録 表 を 他 事 業 者 に 提 示 す る こ と に つ い て は、 今 後 他 事 業 者 か ら の 要 望 を 踏 ま え 対 応 し、 故 障 対 応 に つ い て は、 現 行 の 光 信 号 端 末 回 線 伝 送 機 能 又 は 光 信 号 中 継 伝 送 機 能 に お け る 故 障 対 応 の 条 件 と 同 等 の も の と す る、 と い う 内 容 で あ る。</p> <p>こ れ ら に つ い て は 適 当 で あ る と 認 め ら れ る。</p>
<p>意 見 11 光 端 末 回 線 調 査 を 一 度 で 済 ま せ る め、 同 一 敷 地 内 複 数 局 舎 を 跨 る か ど う か の 情 報 を 事 前 に 公 開 す べ き。</p>	<p>考 え 方 11</p>
<p>14 同 一 敷 地 内 複 数 局 舎 を 跨 る 場 合 に は、 迅 速 に 手 続 き を 行 う た め に、 光 端 末 回 線 調 査 依 頼 時 に タ イ ケー ブ ル の 必 要 性 を、 N T T 地 域 会 社 よ り 収 容 局 の 公 開 情 報 等 で 予 め 明 示 し て い た だ く こ と が 必 要 で す。 過 去 の 例 で は、 光 端 末 回 線 調 査 回 答 後 に、 タ イ ケー ブ ル が 必 要 と わ か り、 再 度 申 請 し た た め、 接 続 が 遅 れ る こ と が あ っ た の で、 必 ず 改 善 す べ き 点 と 考 え ま す。</p> <p>( I P レポ ルー ショ ン )</p>	<p>電 気 通 信 事 業 法 施 行 規 則 第 2 3 条 の 4 第 三 項 の 規 定 に 基 づ く 情 報 の 開 示 に 関 す る 件 ( 平 成 1 3 年 6 月 1 1 日 総 務 省 告 示 第 3 9 5 号 ) 第 2 号 第 1 号 ト に お い て、 C T F が 複 数 の 局 舎 に 跨 る か ど う か の 事 実 を 無 償 で 情 報 開 示 す べ き と さ れ て い る ( 別 紙 3 参 照 )。 ま た、 同 規 定 に 基 づ き、 N T T 東 日 本 ・ 西 日 本 に お い て ウェ ブ サ イ ト で 情 報 提 供 を 行 う べ く 準 備 中 で あ る。</p> <p>こ れ に つ い て は、 早 急 に 開 示 を 行 う こ と が 求 め ら れ る。</p>
<p>意 見 12 局 内 ケー ブ ル は 他 事 業 者 が 自 由 に 取 り 外 し が で き る こ と と す べ き。</p>	<p>考 え 方 12</p>
<p>15 事 業 者 が 設 置 し た 装 置 に 接 続 す る タ イ ケー ブ ル は、 装 置 側 に て 事 業 者 の 故 障 切 り 分 け、 切 替 工 事 等 が 発 生 す る た め、 自 由 に 取 り 外 し が で き る よ う に す る こ と が 必 要 で す。</p> <p>( I P レポ ルー ショ ン )</p>	<p>N T T 東 日 本 ・ 西 日 本 の 説 明 は 別 紙 4 の と お り、 他 事 業 者 の 装 置 側 に つ い て は、 自 由 に 取 り 外 し が で き る よ う に す る と の 内 容 で あ る。</p> <p>こ れ に つ い て は 適 当 で あ る と 認 め ら れ る。</p>
<p>意 見 13 光 成 端 架 の 構 築 が 想 定 さ れ る が、 そ の 場 所 は C T F 近 傍 と す べ き。</p>	<p>考 え 方 13</p>
<p>16 多 芯 ケー ブ ル を 新 設 す る 場 合、 光 成 端 架 の 構 築 が 想 定 さ れ る が、 C T F ~ 光 成 端 架 間 の 距 離 が 長 い と、 そ の 都 度 の 設 計 が 必 要 で、 光 コー ド 等 の 調 達</p>	<p>今 回 の 料 金 算 定 に 当 た っ て は 光 成 端 架 の 構 築 を 想 定 し て い な い が、 構</p>

<p>期間が係り、結果的に従来の自前工事と同期間を要することとなり、本施策の効果が半減することとなります。</p> <p>標準長ケーブルによる接続が可能な、CTF 近傍に光成端架を設置していただく事を要望いたします。</p> <p>( I P レボリューション )</p>	<p>築する場合は、可能な限り C T F の近傍とすることが適当である。</p>
<p>意見 14 フィルタを利用しない場合の料金設定は妥当。</p>	<p>考え方 14</p>
<p>17 フィルタを利用しない場合は、フィルタを利用する場合より設備にかかる費用が安くなると考えます。しかしながらフィルタを利用しない場合の芯線数が全体に占める割合はまだ非常に少ないことから、現在の接続料金で妥当と考えます。</p> <p>( イー・アクセス )</p>	